

# ふらっと

とっとり人権情報誌

第32号

令和元年11月 発行



2017年世界陸上北京大会前のジャマイカ陸上チームキャンプ受入

## 【特集】外国人の人権について

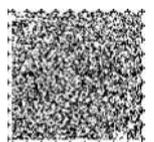
急速な国際化の進展により、県内で暮らす外国人の方々が増えています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。また、来年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、外国人と接する機会が増えることが予想されます。

今号では、外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、様々な国々の文化などの多様性を認め合い、外国人の生活習慣等を理解し尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動とは何かについて考えます。

はじめに	P.2
外国人労働者が働きやすい社会づくりの推進	P.3
子どもたちへの教育支援	P.4～5
多文化共生社会の実現に向けたスポーツ交流の推進	P.6～7
多文化共生社会の推進	P.8～9
境港市の様々な取組	P.10～11
人権トピックス	P.12

※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



# 国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現を目指して

## はじめに

県内に住む外国人は、約 4,600 人（平成 30 年 12 月現在 鳥取県調査）であり、県人口の約 0.8%にあたります。国籍（地域）別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなど 66 カ国の方々が住んでいます。（表 1）

近年、その数は増加傾向にあり、アジア諸国（中国、東南アジア地域）から受け入れている「技能実習生」の増加が要因の一つです。また、「永住者」などの県内に生活基盤を築き永住しようとする外国人の方々も増加傾向となっています。

一方、過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯により定住されるようになった方々は減少傾向となっています。（表 2）

平成 21（2009）年には出入国管理及び難民認定法が改正され、外国人登録制度の廃止や新たな在留管理制度の導入など制度見直しが行われましたが、在住外国人を取り巻く環境には、「生活習慣の違い」、「言語による壁や情報不足」、「言語（母語と日本語）による親子のコミュニケーション」、「子どものアイデンティティ」、「教育の保障」、「教育に関する保護者への情報提供」、「職場などでの公正な採用・通名使用」など未だ解決されていない課題があります。

このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていけるよう、日本語クラスの運営や外国人生活相談窓口の設置、専門通訳ボランティアの派遣などのコミュニケーション支援等に取り組んでいます。

しかしながら、昨今の近隣諸国との関係悪化や経済摩擦を受けて、何かしら日々の生きづらさや社会に対する不満を抱えている人々がストレスを解消するはけ口を探している現状等を背景に、特定の民族や国籍の人を排斥する、いわゆるヘイトスピーチの問題が新たに生じています。

鳥取県人権意識調査（平成 26 年 5 月）によると、外国人の人権に関することで特に問題があると思うのはどのようなことか、との設問に対し、35.2%の人が「わからない」と回答しており、外国人が抱える様々な問題について県民の関心の低さがうかがえます。「実体験がない」、「学ぶ機会がない」ということも原因と考えられますが、一人ひとりが関心をもって考えていくことが重要です。

また、外国人の人権を尊重するためには、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国にルーツを持つ住民の方々が地域活性化の担い手として活躍でき、共に安心・快適に暮らしていける多文化共生の社会づくりの推進が必要となっています。



## 鳥取県外国人住民数の推移（過去5年間）

（平成30年12月末現在：鳥取県交流推進課まとめ）

（表 1）国籍別推移

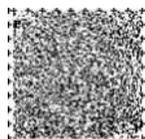
年	総計	中国	韓国・朝鮮	ベトナム	フィリピン	インドネシア	米国	タイ	その他	国籍数	全国総計
H26	3,797	1,263	1,087	309	482	79	81	93	403	66	2,121,831
H27	3,900	1,108	1,082	449	501	96	81	90	493	66	2,232,189
H28	4,092	1,043	1,035	632	529	117	98	88	550	62	2,382,822
H29	4,329	1,018	1,014	818	559	137	105	91	587	66	2,561,848
H30	4,605	908	1,013	1,143	572	163	100	86	620	66	2,637,251 ※
前年比	276	-110	-1	325	13	26	-5	-5	33	0	

※ 6月末現在（H29 以前は 12月末現在）

（表 2）在留資格別推移

年	総計	特別永住者	特定活動	日本人の配偶者等	興行	永住者	留学	家族滞在	定住者	人文知識国際業務	技術・人文知識・国際業務	技能実習	その他
H26	3,797	936	15	230	2	896	213	130	96	83		980	216
H27	3,900	909	13	224	5	934	208	144	107	52	35	1,052	217
H28	4,092	883	11	214	8	957	213	161	106	25	93	1,206	215
H29	4,329	862	25	216	4	973	258	157	114	4	119	1,372	225
H30	4,605	863	30	200	6	1,008	314	156	105	3	116	1,575	229
前年比	276	1	5	-16	2	35	56	-1	-9	-1	-3	203	4

（注）この集計表は、鳥取県が県内市町村の協力を得て作成したものです。



# 外国人労働者が働きやすい社会づくりの推進

## 雇用

鳥取県では、国機関（鳥取労働局等）、教育関係機関、商工関係団体、医療関係機関等による「鳥取県多文化共生支援ネットワーク」を設置し、外国人との共生社会の実現に向け、情報共有と参画機関がそれぞれ環境整備の推進に取り組んでいます。国籍による差別を行わないことはもちろん、労働時間や賃金など、労働関係法令を遵守しましょう。

### 募集

募集に当たっては、国籍による条件を付けるなどの差別的取扱いをしないよう十分留意しましょう。また、従事すべき業務内容・賃金、労働時間、就業場所、労働契約期間、労働・社会保険関係法令の適用に関する事項について、書面の交付等により、明示してください。

国外に居住する外国人労働者のあつせんを受ける場合には、許可または届出のある職業紹介事業者から受けるものとし、職業安定法または労働者派遣法に違反する者からはあつせんを受けないでください。

### 採用

採用に当たっては、あらかじめ在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはいけません。在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めてください。

また、留学生であることを理由として、新規学卒採用の対象から除外することのないようにするとともに、異なる教育、文化等を背景とした発想が期待できる留学生の採用によって、企業の活性化・国際化が図れるよう社内体制を検討しましょう。

### 均等待遇

労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはいけません。

(参考：「外国人雇用はルールを守って適正に」(厚生労働省)) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

## 相談体制

次の窓口で、企業からの外国人雇用に関する相談や、外国人就労者からの就労などに関する相談をお受けしています。

### <相談体制>

名称	相談できること	電話番号	受付時間等
鳥取県外国人雇用サポートデスク（鳥取県行政書士会）	外国人を雇う仕組み 働くための就労資格の手続きなど	0857-24-2744	平日 8:30-17:00
鳥取労働局 外国人労働者相談コーナー	外国語による労働条件に関する相談	0857-29-1703	英語／火・木 9:00～16:30 ベトナム語／月・水 9:00～12:00
外国人材受入れ・共生相談 窓口（県雇用政策課）	外国人材の雇用や生活に関する総合 相談	0857-26-7699	平日 8:30-17:00

※（公財）鳥取県国際交流財団でも、日常の困りごと等々の相談を受け付けています。詳しい連絡先等は、P8をご覧ください。

## 雇用に関する研修

外国人雇用を行うために必要な知識やノウハウを共有し、外国人労働者に能力を発揮していただくためのサポートができる企業内や商工団体の人材の育成を行う養成講座を開催します。

### <外国人雇用に係るサポーター養成講座> ※参加費無料

日程	(西部) 令和2年1月23日(木) 午後1時30分～4時	(東部) 令和2年1月24日(金) 午後1時30分～4時
会場	米子コンベンションセンター 第6会議室	とりぎん文化会館 第2会議室
講師	外国人正社員について 加藤 将司(株)JAC リクルートメント 技能実習生について 中村 保則(株)ウイルテック	
テーマ	「外国人採用、その後が肝心」～外国人が長く働き続けるいくつかのポイントとは～	

## 日本語学習支援

鳥取県では、外国人就労者を受け入れている県内の複数事業者等で構成する集団に対し、日本語学習の経費を一部補助しています。ぜひこの機会に制度をご活用ください。

### <鳥取県日本語学習支援補助金>

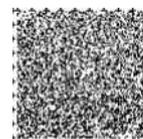
取組をする方	鳥取県内に就労場所を有する複数の事業者で構成する集団 (事業者には、企業のほか、農林水産業者、個人事業主等を含みます)
補助の対象	講師謝金、講師等への交通費、コピー代、電話代、会場使用料など
補助率	2分の1
補助限度額	1コースにつき1回1万円(コースごとの上限：年20回)



日本語学習会の様子

### 問合せ先

県庁商工労働部 雇用人材局 雇用政策課  
TEL 0857-26-7699 FAX 0857-26-8169



# 子どもたちへの教育支援

## ■ 鳥取県の学校での取組

鳥取県教育委員会は、市町村教育委員会や(公財)鳥取県国際交流財団 (<http://www.torisyaku.or.jp>) 等の協力のもと、以下のような取組を推進しています。

※ 鳥取県国際交流財団の取組には(★)を付しています。

### ① 日本語指導・個別指導等の支援



・日本語指導担当教員・支援員等の配置

※ 今年度は、国の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の活用による支援員の配置(岩美町)や日本語支援に係る加配教員の配置(中学校1名、小学校1名)がされています。

※ 状況に応じた様々な支援体制が考えられます。(下図参照) 今後、支援が必要な児童生徒の増加により、日本語指導の支援者の確保や育成が求められます。



・コミュニティ通訳ボランティアの派遣(★)

※ 学校での個人懇談のほか、随時コミュニケーションを支援する通訳者を派遣できます。

### ② 人権教育・国際理解教育の推進

・ヘイトスピーチ解消法の周知

・講演会・出前授業 (例) 子どものための異文化理解体験講座・多文化共生出前講座(★)

・国際交流 (例) 学校間交流、米国バーモント州との青少年交流促進事業(★)

・海外留学・海外派遣の支援、留学生の受け入れ

### ③ 学校生活ガイドブック(小・中学校編)の作成

日本語版に準じて、8か国9言語に翻訳しています。これまでに英語版、中国語版(繁体字・簡体字)、フィリピン語(タガログ語)版、韓国・朝鮮語版、スペイン語版、ポルトガル語版、タイ語版、ロシア語版を作成。今年度、ベトナム語版を作成予定。

必要とされる通知文の例もプリントアウトして使えるようにしています。



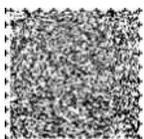
▲ 学校生活ガイドブック タイ語版表紙

### ④ 公立高等学校入学者選抜において必要に応じ試験教科の軽減、その他、ルビ振り・辞書使用・時間延長等の配慮

## ■ 外国人児童生徒の現状

平成3年の「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」)施行以来、日本に暮らす在外外国人の数は急速に増え、平成29年末では約256万人、日本国在住者の約2%に達しています。こうした変化に伴い、日本の学校に在籍する外国人児童生徒数も増加傾向にあり(図1)、今年4月に施行された改正入管法により、今後ますます増加することが予想されます。

図1 日本の学校に在籍する外国人児童生徒数の推移



## ■ 外国人児童生徒等への支援の在り方

### ① 就学機会の確保・修学継続支援

外国人児童生徒については、保護者に就学させる義務はありませんが、「国際人権A規約」や「児童の権利に関する条約」等も踏まえ、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、無償で日本人と同一の教育を受ける機会が保障されています。

○経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（抜すい）

第13条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。（略）

2 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

※ 日本は「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保

○児童の権利に関する条約（抜すい）

第28条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

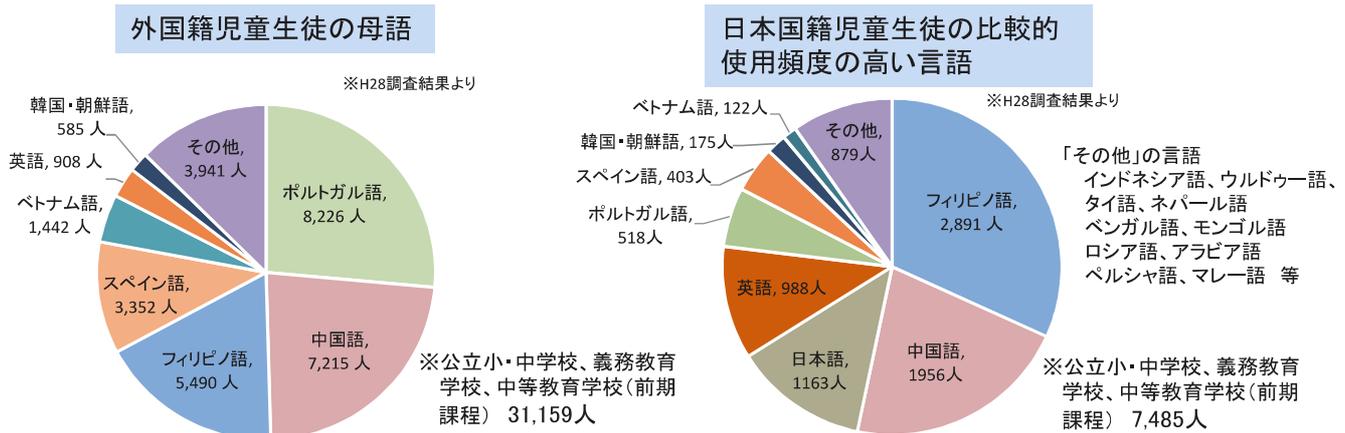
(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

### ② 日本語指導、日本の生活・文化に関する教育

公立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は34,335人（平成28年・文部科学省）で増加傾向にあります。日本語の習得は、安心して過ごし、学力を向上させるためにも必要です。

※ 国際結婚による子どもや海外から帰国した子どもの増加に伴い、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も9,612人（平成28年・文部科学省）で増加傾向にあります。

図2 日本語指導が必要な外国籍・日本国籍児童生徒の母語・言語の状況（文部科学省調査より）

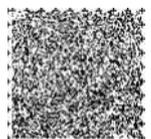


### ③ 多様な背景（宗教、文化、母語、家庭環境等）への理解と尊重

服装や給食等の食材など保護者と学校との共通理解が必要です。また、学校における異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育が求められます。

問合せ先

鳥取県教育委員会事務局人権教育課  
TEL 0857-26-7535 FAX 0857-26-8176



# 多文化共生社会の実現に向けた スポーツ交流の推進

この秋開催されたラグビーワールドカップを皮切りに 2021 年までの3年間、日本では大規模な国際スポーツ大会が開催され、多くの外国人が来日します。鳥取県内にも、来年開催される「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の事前キャンプや再来年に開催される「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」に参加するため、多くの外国人が来県することが見込まれます。

外国の方に不自由な思いをせずに県内に滞在していただけるよう、また、滞在中県民の方々と交流しやすいように、鳥取県では 2017 年度から通訳ボランティアスキルアップ研修を実施し、受入体制づくりを進めています。



## ■ 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ

2017 年 11 月、ジャマイカオリンピック協会、ジャマイカパラリンピック協会、鳥取県、鳥取市、鳥取陸上競技協会の5者で、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに出場する全ての競技のジャマイカ代表選手が鳥取県で事前キャンプを実施する包括協定を締結しました。鳥取県と鳥取市はジャマイカのホストタウンに登録されており、陸上交流や青少年交流のほか、県内でジャマイカへの理解を促進するイベントなどを実施しています。

また、2018 年 10 月には、クロアチアを拠点とする国際セーリングチームと鳥取県、境港市、鳥取県セーリング連盟の4者で、2018 年から 2020 年までの3年間、境港市で合宿する協定を締結しました。昨年 10 月と今年 6 月の合宿時には市民との交流会や学校訪問などを実施しています。

この他、今年 8 月にはスポーツライミングのフランス代表チームが倉吉市で世界選手権前のキャンプを実施し、折り紙を通して地元の子どもたちとの交流を深めました。



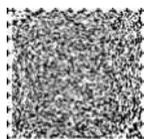
ジャマイカ陸上チームと園児との交流  
(河原あゆっこ園)



スポーツライミング・フランス  
代表チームとの折り紙交流

事前キャンプの実施は、トップアスリートのパフォーマンスや話に触れることで、子どもたちにスポーツによる夢を与えるだけでなく、これまで鳥取県とあまり接点のなかった国の人たちと交流することで、多文化共生社会に向けた気づきのきっかけにもなり得ます。

≪ 県内の 2020 年事前キャンプの決定状況 ≫		
相手国	競技	受入自治体
ジャマイカ	陸上など全競技（パラリンピック競技を含む）	鳥取市ほか
クロアチアなど	セーリング（レーザー級）	境港市



## ■ ワールドマスターズゲームズ 2021 関西

「ワールドマスターズゲームズ」とは、4年に1度オリンピックの翌年に開催される世界最大級の生涯スポーツの国際総合競技大会です。競技にもよりますが、概ね30歳以上であれば、予選なしで誰でも参加が可能です。この第10回大会が、アジアで初めて、鳥取県を含む関西一円で2021年5月に開催されます。(35競技59種目を実施)

大会組織委員会では、世界150カ国・地域からの参加選手目標を5万人とし、関係者等を含めると15万人の方が集まると見込まれています。期間中、鳥取県にも多くの外国人の来県が想定されます。

大会参加者にとって、競技に参加することはもちろんのこと、自分と同じスポーツをしている他国の選手や地元の人たちとの交流も大きな楽しみのひとつです。

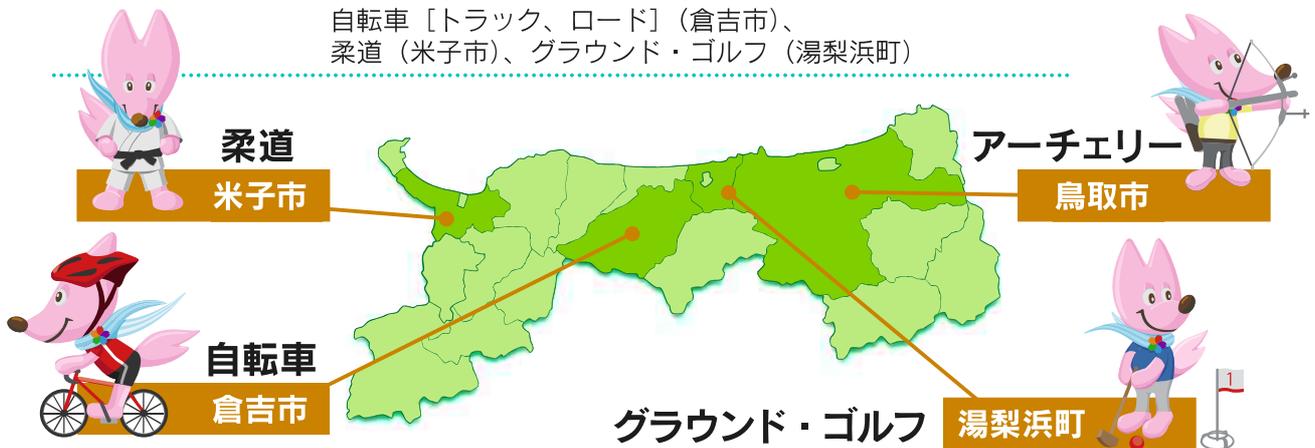
### ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の大会概要

- ・開催期間 2021年5月14日(金)～30日(日)(17日間)
- ・開催場所 鳥取県等を含む関西一円(開会式:京都市、閉会式:大阪市)
- ・開催競技 35競技59種目
- ・参加目標人数 5万人(国内3万人、国外2万人) ※過去最大規模
- ・県内開催競技 以下の4競技6種目  
アーチェリー [インドア、アウトドア] (鳥取市)、  
自転車 [トラック、ロード] (倉吉市)、  
柔道 (米子市)、グラウンド・ゴルフ (湯梨浜町)

詳しくはこちら



大会公式HP



大会マスコットキャラクター「スフラ」～Sport for Life～

## ■ 通訳ボランティアスキルアップ講座

鳥取県では、県民の方々による通訳ボランティアのスキルアップのため、2017年度から県内各地で研修会を毎年実施しています。(公益財団法人鳥取県国際交流財団に委託して実施。) これまで受講した方々には、昨年秋に開催された卓球の世界カデットチャレンジ大会(鳥取市)、クライミングアジア選手権(倉吉市)、今年夏に開催されたセーリングのレーザー級世界選手権(境港市)で、外国人との懸け橋として活動していただきました。

来年の事前キャンプ、2021年のワールドマスターズゲームズでの活躍も期待されています。



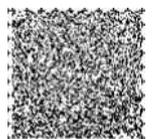
2019 レーザー級世界選手権での通訳ボランティア

### 小話

1964年に開催された東京オリンピックのレガシーのひとつに「ピクトグラム」があります。言語ではなく図柄により情報が理解できるピクトグラムは、外国人だけでなく、小さな子どもなど、誰にでも分かりやすいユニバーサルデザインのひとつです。

### 問合せ先

県庁地域づくり推進部スポーツ課  
TEL 0857-26-7910 FAX 0857-26-8129



# 多文化共生社会の推進

鳥取県では、公益財団法人鳥取県国際交流財団と連携し、国際理解と地域に貢献する様々な取組を実施しており、在住外国人の皆さんが安心して生活できる多文化共生社会の推進に努めています。

## ■ 公益財団法人鳥取県国際交流財団 外国人相談窓口（県委託事業）

県内に在住されている外国人の方の日常生活での困りごとなどについて、国際交流コーディネーター等が英語、中国語、ベトナム語で相談を受け、専門機関への橋渡し等を行っています。（電話やメールでの相談も可能）

また、多言語対応タブレット等により英語、中国語、ベトナム語以外での相談も可能です。（31言語（音声翻訳：16言語）対応）

【国際交流コーディネーターの対応時間等】

本所 (鳥取市)	<b>【英語】</b> 月 13:30～18:00 木 15:00～18:00 金 15:30～17:30	<b>【中国語】</b> 月火木金 9:00～17:00 水 9:00～12:00	<b>【ベトナム語】</b> 水 9:00～17:00
倉吉事務所	<b>【中国語】</b> 水 13:15～17:15		<b>【ベトナム語】</b> 金 9:00～17:00
米子事務所	<b>【中国語】</b> 火水 9:00～12:00、木 9:00～17:00		<b>【ベトナム語】</b> 月 9:00～16:45

※ 本所、米子事務所には今年4月からベトナム語対応の国際交流コーディネーターを新たに配置。

※ 今年7月から全相談窓口にてテレビ会議システムを導入し、事務所間での遠隔相談対応が可能（コーディネーター不在日を相互にカバーする体制を構築）

### 【相談内容】

- ・ 在住外国人の生活等の相談
- ・ 必要な情報の提供や相談内容に応じた専門機関等を紹介
- ・ 専門的な内容については、専門相談員が相談対応  
(行政書士：毎月第2日曜日（本所）)



## 公益財団法人鳥取県国際交流財団の多文化共生事業

### ■ コミュニケーション支援

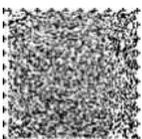
#### ○ 通訳ボランティアの派遣（県委託事業）

病院や保健所での診察や健診、市役所での手続き、学校や保育園での面談などの際に、日本語でのコミュニケーションに不安のある方に無料で通訳ボランティアがサポートするサービス（事前予約制）を実施しています。



#### ○ 日本語クラスの開設

生活に必要な日本語を勉強する「日本語クラス」（授業料無料）を開設しています。また、学校や仕事のスケジュールに応じて個人のボランティアの紹介を行うとともに、日本語学習教材の無料貸し出しも行っています。



## ○ 災害に備える取組支援

普段から災害に関する基礎知識やいざという時の心構えを持つことで、被害を最小限に食い止めることができるよう、「多言語防災ハンドブック」と「災害時携帯カード」を作成・配布しています。また、財団のホームページに「多文化共生ポータルサイト」を設け、多言語による情報発信システム（日本語のほか英語、中国語、フランス語など11言語での相談フォーム運営と、災害等の重要なお知らせ等）を整備しています。

## ■ 県民の国際理解・ボランティア活動の推進

### ○ 小学校での「子どものための異文化理解体験講座」の開催

異なる国の文化や人々を身近に感じ、世界のいろいろな事柄に関心を持ってもらうことを目的に外国出身の講師が小学校に出向いて、自分の国や文化についての紹介や多言語による歌や遊びなどの体験を通して交流します。



### ○ ボランティア登録制度の運営

国際交流や国際理解活動に参加を希望される方のために、ボランティア登録制度（通訳・翻訳、日本語学習支援、交流活動、ホストファミリー）を設けており、県内の公的機関や国際交流・協力団体等の要請を受けてボランティアで活動いただける方を登録し、派遣しています。

### ○ 国際理解講座や国際交流フェスティバルの開催

県内の国際交流団体と連携して、様々な国の人や文化に触れて国際理解を深めるセミナーやフェスティバル等のイベントを開催しています。

### [今後開催予定のイベント]

#### くらよし国際交流フェスティバル2019（入場無料）

日 時：令和元年11月24日（日） 11:00～15:00（予定）  
場 所：伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）  
内 容：ステージパフォーマンス（各国のダンスや歌の披露）、文化体験（日本・各国の文化体験）、国際交流団体の活動紹介・展示、各国料理の販売ブース など



※ この他、「タイムフェスティバル（東部、毎年10月頃）」や「よなご国際交流フェスティバル（西部、毎年9月頃）」なども開催。

## ■ 人材の育成

外国人住民の日本語学習支援に関心のある方等を対象とした「日本語ボランティア研修会」や医療機関や行政機関、学校からの要請を受けて行う通訳派遣のための「通訳ボランティア養成講座・フォローアップ講座」などを開催し、支援いただける方の資質向上と人材確保に努めています。

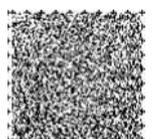
※ 上記の内容にご関心をお持ちの方は、お気軽に最寄りの財団事務所にお問い合わせください。

## 問合せ先

県庁交流人口拡大本部観光交流局交流推進課 TEL 0857-26-7595 FAX 0857-26-2164

公益財団法人 鳥取県国際交流財団

本 所	鳥取市扇町21 県民ふれあい会館3階	TEL (0857)51-1165 FAX (0857)51-1175	tic@torisakyu.or.jp
倉吉事務所	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所別館	TEL (0858)23-5931 FAX (0858)23-5932	tick@torisakyu.or.jp
米子事務所	米子市末広町 294 米子コンベンションセンター 4 階	TEL (0859)34-5931 FAX (0859)34-5955	ticy@torisakyu.or.jp



# 境港市の様々な取組

境港市では、市民に身近に住む外国人たちのことを知り、外国人には地域を知ってもらうために、「さかいみなと日本語クラス」を開催し、お互いの顔を見て、「やさしい日本語」を使って交流をしています。



「やさしい日本語」で、一緒に楽しく学ぼう  
～ さかいみなと日本語クラス ～

## 産業を支える 技能実習生

少子高齢化が進み外国人の活用を図る動きが全国的に強まっています。境港市においても、基幹産業である水産業を中心に多くの企業で、ベトナム、インドネシア等からの外国人実習生を受け入れています。

外国人住民が、地域の中で円滑で快適に生活を送ることができる地域づくりを進めるためには、言葉の問題を解消するための環境を構築するとともに、地域の日本人も、外国人を地域の一員として受け入れるために必要な意識やスキルを身につけることが求められます。



## やさしい日本語ボランティア募集

身近にいる外国人が日本語で会話するお手伝いをしてみませんか？「やさしい日本語」で話したり、日本語を教えたりするコツを学んで、外国人参加者たちとグループ形式でお話しします。

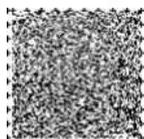
経験・未経験は問いません！外国語がわからなくても問題ありません！ぜひご参加ください！！

随時  
募集中



問合せ先

境港市産業部水産商工課経済交流係まで TEL 0859-47-1029



## やさしい 日本語

境港市は、昨年度から文化庁「生活者としての外国人のための日本語教育空白地域解消推進事業」に採択され、住民ボランティアを募り、アドバイザーの指導を受け、地域日本語教育コーディネーターを中心に「さかいみなと日本語クラス」を実施しています。

住民ボランティアは外国語がわからなくても大丈夫です。事前に「今朝」を「今日の朝」と言い換えるように配慮した「やさしい日本語」ど心構え」を学びます。「買い物」「健康」「交通安全」「仕事」など毎回テーマを設定し、グループごとに学ぶ「さかいみなと日本語クラス」では、笑いが絶えません。お互いにスマートフォンを用いたり、絵や文字を書きながら会話が弾み、1時間半はあっという間に過ぎていきます。コーディネーターの佐々木邦広さんは「実習生には楽しく日本語を学んでもうらこと。ボランティアには外国人交流の楽しさを味わってもらうこと。お互いを理解し合い、市民交流が進むといいですね。」と話します。



さかいみなと日本語クラス

## 日本の文化を知りたい!日本の文化を紹介したい!

「着物が着てみたい」と多くの実習生が希望します。

また、「せっかく日本に住むのなら日本の文化や地域のこと、季節の行事を紹介したい」という多くの市民からの声もあります。

これまで境港総合技術高等学校の学生や市民サークルの方々と「ひなまつり」「節分」「七夕」交流会を開催し、書道、茶道、料理、日本の遊びを体験しながら、交流を深めています。

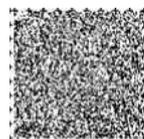
もちろん着物や浴衣を着ると写真撮影会が始まります。早速、母国の家族にメールを送っていました。

境港市ではおなじみの鬼太郎音頭も人気で、踊りの輪も広がりました。



問合せ先

境港市産業部水産商工課経済交流係  
TEL 0859-47-1029 FAX 0857-44-7957



# 人権トピックス



## 12月4日～10日は人権週間です!

1948(昭和23)年12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、日本では翌年から、12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と決めました。この期間中に、市町村等でも様々な啓発活動が行われます。その活動の一環として、人権週間フォーラムを開催します。

- 開催日時/令和元年11月24日(日) 午後1時～4時
- 場所/県民ふれあい会館(鳥取市扇町21番地)
- 行事①/中学生人権作文コンテスト表彰式及び朗読会
- 行事②/講演会  
演題:「障がい乗り越えて～Re start～」  
講師:新谷直也さん(元MTB XC エリート選手)
- その他/人権パネル展示  
人権相談コーナー  
物品販売等



### 県民企画による人権啓発活動

#### 日本の先住民族・アイヌの今

- ◆ 映画上映/ドキュメンタリー映画『Ainu | ひと』
  - ◆ 講演/映画『Ainu | ひと』制作・アイヌ文化について 講師/溝口尚美さん(映画監督)
  - ◆ 対談/「日本の先住民族・アイヌの今」/溝口尚美さん/関根摩耶さん(アイヌ語講師)による対談
  - ◆ 日時/令和元年11月23日(土・祝) 午後1時30分から4時30分まで
  - ◆ 場所/とりぎん文化会館 第1会議室(鳥取市尚徳町101-5)
  - ◆ 定員200名/参加費無料/申込み不要/どなたでもご参加いただけます。\*手話通訳あり
- 問合せ先/アイヌの人たちと共に歩むとつりの会  
【連絡先】:090-1685-1478(三谷)

### 県民企画による人権啓発活動

#### マイノリティ女性の人権を考える集い

- ◆ オープニング/『障がいのある人のバンド演奏』ふれんず
  - ◆ 映画上映/『Ainu | ひと』
  - ◆ シンポジウム/コーディネーター/坂根政代さん(部落解放同盟鳥取県連書記長)/パネリスト/多原良子さん(アイヌ協会札幌支部副理事長)、藤原久美子さん(DPI女性ネット代表)、李信恵さん(ルポライター)、坂田かおりさん(部落解放同盟鳥取県連合会)
  - ◆ 日時/令和2年1月26日(日) 午前10時から午後3時30分まで
  - ◆ 場所/倉吉未来中心 セミナールーム3(倉吉市駄経寺212-5)
  - ◆ 参加費無料/申込み不要/どなたでもご参加いただけます。\*手話通訳あり
- 問合せ先/マイノリティ女性の人権を考える集い実行委員会  
【連絡先】:0858-22-0232

## 性的マイノリティ(LGBT)研修会

身近な人からカミングアウトを受けた時、その人の想いを受け入れられるよう、正しく理解すること、また、アウトイングは絶対にしないこと(アウトイングの危険性を共有すること)がとても重要です。

本研修会では、性的マイノリティ(LGBT)に対する理解を深め、誰もがありのままを受け入れられ自分らしく生きられる社会を実現することを目的として開催します。

演題/様々な人権課題のキーワード「カミングアウトと向き合うために」

講師/砂川秀樹さん(文化人類学者)



#### 西部会場

日時/令和2年1月24日(金)  
午後1時30分から3時30分まで  
場所/米子市立図書館 多目的研修室(米子市中町8)

#### 東部会場

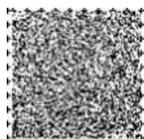
日時/令和2年1月25日(土)  
午後1時30分から3時30分まで  
場所/県庁 講堂(鳥取市東町1-220)

参加費無料、申込み不要、どなたでもご参加いただけます。

○ 問合せ先/県庁人権・同和対策課(Tel:0857-26-7121、FAX:0857-26-8138)

## アンケートへのご協力をお願い

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関する御意見・御感想をお寄せください。なお、ホームページからでもお送りいただけます。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=80265>



発行

### 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
TEL:0857-26-7590・7121 FAX:0857-26-8138  
E-mail:jinken@pref.tottori.lg.jp  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>



QRコードからアクセス